

浜松市新清掃工場建設に係る環境影響評価
事後調査計画書に関する知事意見書

平成19年2月

静岡県

< 総括事項 >

ごみ処理施設は、公益性の高い施設であるが、排出ガス等による周辺環境への影響が大きい施設であることから、事後調査においては予測・評価の条件及び結果の確認を行い、必要がある場合には再評価を行い、周辺地域の生活環境及び自然環境の保全に万全の対策を講じるとともに、他の模範となる環境影響評価となるよう実施されたい。

また、今後事後調査を実施する中で、想定外の問題等が生じた場合には、それに対する対応策を実施し、事後調査報告書に記載すること。